

## 緊急小口資金・総合支援資金（新型コロナ特例貸付）

# 貸付金償還免除手続きのご案内

あなたが借りた緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付）※、もしくは総合支援資金（延長貸付）の特例貸付は、令和6年（2024年）から償還（返済）が始まります。

借受人および世帯主の住民税（均等割・所得割のいずれも）が非課税である世帯については、必要書類を提出し、免除決定となれば、償還（返済）が免除になります。※令和4年4月以降の申請分になります。

### 1 儻還免除の手続きについて

償還免除の手続きは、借りた資金種類ごとに、別々の年に行うことになっています。  
令和5年（2023年）に償還免除の手続きができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金（初回貸付）」と「総合支援資金（延長貸付）」になります。

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金 (初回貸付)	総合支援資金 (延長貸付)	総合支援資金 (再貸付)
	※令和4年4月以降の申請分			
償還免除の手続きをする年 (判定年度)		令和5年（2023年）		令和6年 (2024年)

### 2 令和5年（2023年）に償還免除になる要件について

令和5年度（2023年度）に、「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主」の両方が、「住民税の均等割・所得割のいずれもが非課税（住民税を支払う必要がない）」である場合、償還免除の申請ができます。他の免除要件については、9ページの10をご覧ください。



住民税の「均等割」「所得割」とは？

住民税は、「均等割」と「所得割」で成り立っています。

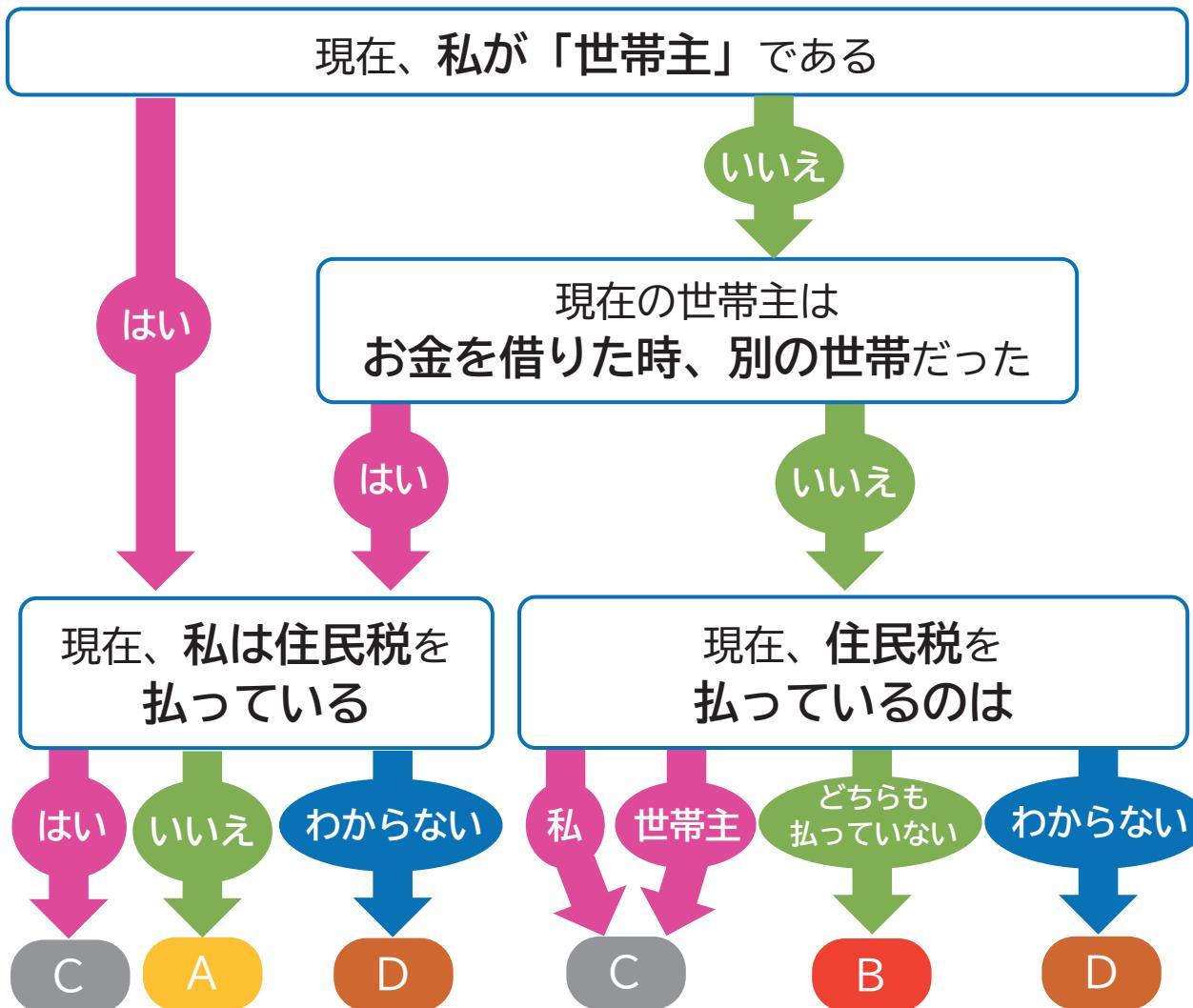
「均等割」：所得の額にかかわらず、均等の税額で課されるもの

「所得割」：前年の所得に応じて課税されるもの

※「均等割」については、前年の所得金額が一定の金額以下の人や生活保護法による生活扶助を受けている方などは、均等割は課されません。

### 3 償還免除になるかどうか確認する方法について

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。



※「住民税を払っている」は「住民税が課税されている」、「住民税を払っていない」は「住民税が非課税」と捉えてください。

A  
B

あなたは、償還免除の対象です。 ⇒ 4ページ 5 ページへ

C

あなたは、償還免除の対象外です。 ⇒ 9ページ 9 ページへ

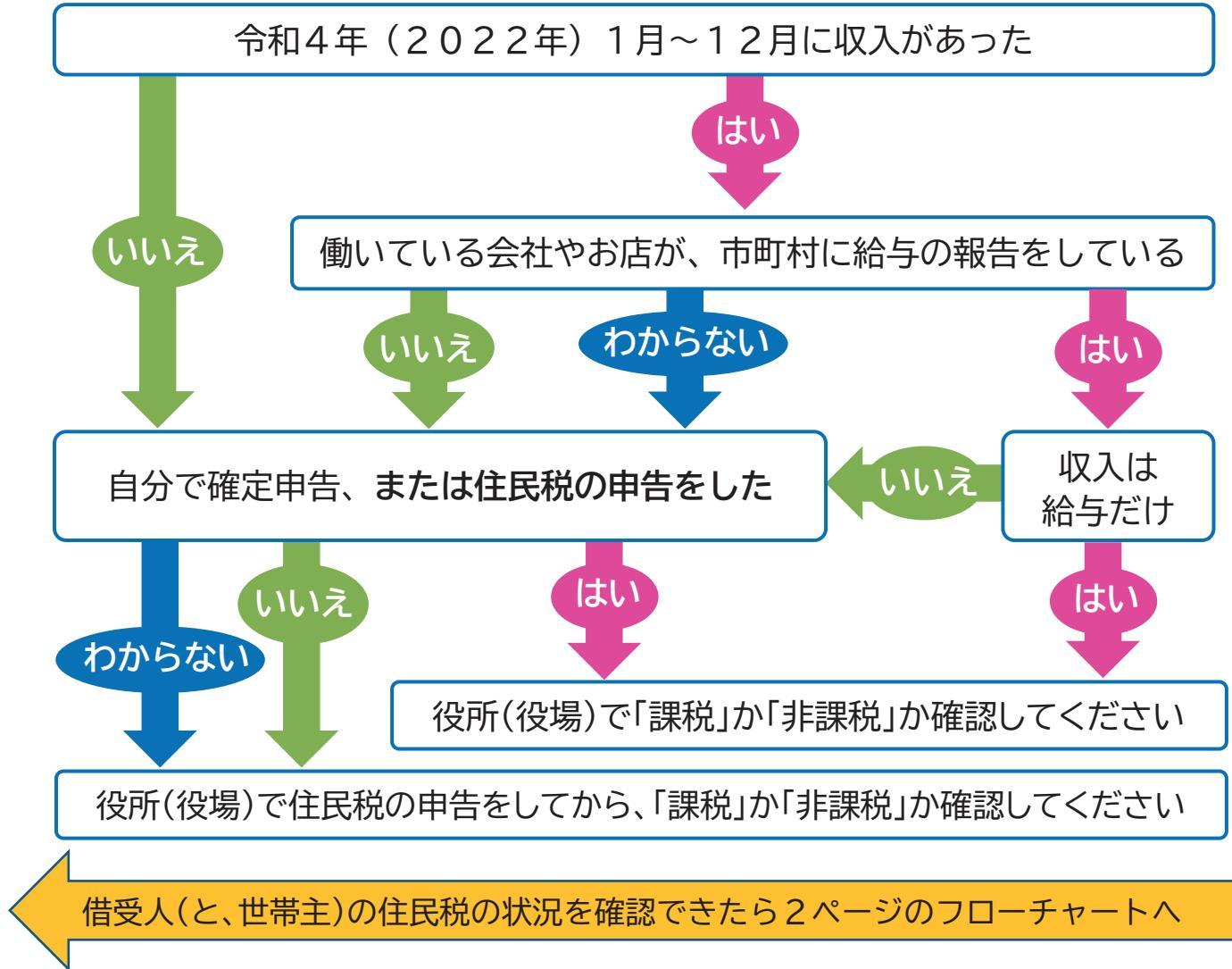
D

あなた（と世帯主）が、令和5年度の住民税が非課税かどうか、確認してください。⇒ 3ページ 4 ページへ

## 4 住民税を確認する方法について

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。

※年収が年金だけの場合は、役所（役場）で「非課税」か「課税」か確認してください。



## 住民税の申告方法（令和5年度分）

令和5年（2023年）の1月に住民票があった市役所（町村役場）の税務課窓口か、郵送で申告します。書類が用意できない、わからない時は、市役所（町村役場）の税務課に聞いてください。

## 【住民税の申告に必要な書類】

各市役所（町村役場）に確認してください。

岡山県内の各自治体の窓口は7ページに記載しております。  
岡山県以外については、ご自身で確認をお願いいたします。

\*社会福祉協議会では個人の住民税の状況はわかりません。

免除の案内については、判定年度の対象者全員に送付をしております。

免除の対象の方については、肯定年度の対象者登録に進行としてあります。  
免除の対象でない方にもご案内していますので、ご自身が免除の対象かどうかは、  
住民税の状況を確認してください。

5 償還免除に該当するかのフローチャートで A に該当した方

償還免除の申請手続きを行ってください。

■ 必要書類 以下①②③の3種類の書類を、一緒に郵送してください。

①**償還免除申請書** ※同封している書類（様式1-1）

緊急小口資金

総合支援資金（初回貸付）

総合支援資金（延長貸付）

※対象となる資金種の申請書のみ同封しています。

②**世帯全員分の住民票写し**

※世帯全員の記載、続柄の記載が必要

※申請時点から3か月以内に発行したもの

※個人番号（マイナンバー）の記載は不要

※コピー可能

③**非課税とわかる証明書**（住民税が非課税であることがわかるもの）

- ・世帯主と借受人が異なる場合は、それぞれの課税証明書が必要になります。

A に該当した方⇒借受人（本人）の非課税とわかる証明書

B に該当した方⇒借受人と世帯主、両方が非課税とわかる証明書

※ 令和5年度の証明書は、各市役所（役場）担当課で、

**令和5年6月頃**から取得できます。

担当課は、7ページをご覧ください。

必要数

同封されている  
償還免除申請書数

必要数

1枚

必要数

世帯主と借受人が

【同じ場合】

借受人のみ

【異なる場合】

借受人と世帯主分

■ 申請期間 このご案内が届いた日から、**令和5年8月31日（木）** 当日消印有効

■ 申請先 岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター

〒700-0826 岡山市北区磨屋町1番6号 岡山磨屋町ビル7階

※同封の返信用封筒にて、上記まで郵送（郵送料自己負担）してください。

償還免除申請書

住民票の写し

非課税とわかる証明書



※複数枚の場合あり

記入方法は  
5ページへ



※世帯全員分・続柄記載  
※3か月以内の発行  
※マイナンバー記載不要

詳細は  
6ページへ



※世帯主と借受人が  
異なる場合は、  
両者の証明書必要

詳細は  
7ページへ

## 6 償還免除申請書の書き方について

★様式1—1 償還免除要件①の方

令和5年度 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書

緊急小口資金 分 <社協記入欄>

※太枠内をすべてご記入ください。			
資金の種類	緊急小口資金	貸付金額	200,000円
借受人氏名	岡山 ももたろう		
免除申請額	当該資金種類の償還免除上限額	免除申請理由	住民税の均等割・所得割いずれも非課税

世帯の状況 ※いずれかひとつに ☑をつける	<input checked="" type="checkbox"/> 現在、私（借受人）が世帯主である	<input type="checkbox"/> 左記のいずれにも当てはまらない場合
	<input type="checkbox"/> 現在、私（借受人）以外の者が世帯主である。 かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯（現在は同一世帯）	
	<input type="checkbox"/> 現在、私（借受人）以外の者が世帯主であるが DVによる避難等により世帯主の非課税証明書を取 得できない	

必要書類	<input type="checkbox"/> 免除申請書 様式1—1（この書類）	<input type="checkbox"/> 免除申請書 様式1—1（この書類）
	●現在の世帯全員が記載された住民票の写し (世帯主の氏名・続柄の記載があるもの)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在の世帯全員が記載された住民票の写し (世帯主の氏名・続柄の記載があるもの)</li> <li>●借受人の令和5年度の住民税「均等割・所得割いずれも非課税がわかる証明書」</li> </ul>		

岡山県社会福祉協議会 会長 殿  
〔同意チェック欄〕

免除申請にあたっては、以下①～⑥のすべてを確認の上、同意チェック欄にチェック（☑）を入れてください。

① 本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。

② 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。

③ 私は、貴社会福祉協議会が、本制度に必要な範囲で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報を提供を受けることに同意します。

④ 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることがあります。（暴力団とは、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2項にあるおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。）

⑤ 審査の結果、償還免除不承認となった場合、理由は開示されないと同意します。

⑥ 債還免除を目的に世帯主の変更を行っていません。また、償還免除の決定後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や償還免除の要件に該当しないことが判明した場合には、償還免除を取り消されることに同意します。

記入年月日	令和 5 年 6 月 1 日	←こちらの申請書を作成した日付を記入ください
借受人氏名（自署）	岡山 ももたろう	←借受人本人が記入してください（作業の場合は二重線ください）
電話番号	086-226-2822	←日中連絡のとれる電話番号を記入ください

※以下については、申請者は記入しないでください

※ 資金コード	貸付コード	受付番号	事務処理 C 受付
KA	123456	56789	R 年 月 日 R 年 月 日

DV（ドメスティックバイオレンス）のため避難していることなどにより、世帯主の非課税証明書を取得できない場合や、住民票記載地と現居住地が異なる場合など、やむを得ない事情があり、きめ細かな配慮が必要な場合には、借受人のみの住民税が非課税となっていることをもって個別に対応します。

上記のような状況の場合は「現在、借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる避難等により世帯主の非課税証明書を取得できない」に☑を入れてください。



DVなどの状況確認のため、調査票を記入いただく場合があります。

### （1）世帯の状況

あてはまるいずれかの□(四角)に、を記入してください。

### （2）同意チェック欄

①～⑥に同意をいただき、すべての□(四角)に、を記入してください。

### （3）記入年月日・借受人氏名（自署）・電話番号

▶ 記入年月日 → 免除申請書を記入した日にちを記入

▶ 借受人氏名（自署） → 自筆で、フルネームを記入

※なんらかの理由により借受人自身で記入できない場合はお問い合わせください。

▶ 電話番号 → 日中、連絡のとれる電話番号を記入

※いずれも黒のボールペンで記入してください。

## 7

## 必要書類の記載事項について「住民票の写し」「非課税とわかる証明書」

## 住民票の写し

①続柄として、世帯主の表記があるもの

※「省略」「□（空白）」「/（斜線）」などの表記の場合、審査できません。

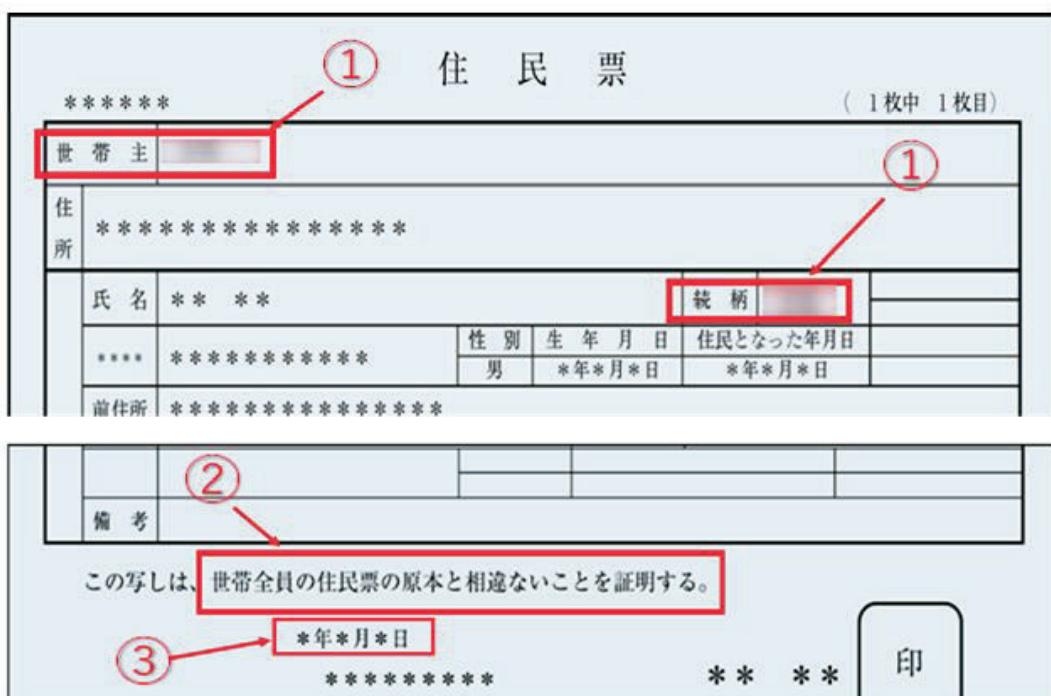
②世帯全員分が記載されていることが証明できるもの

※単身世帯（一人ぐらし）でも世帯全員の記載内容で発行してください。

③免除申請時点から3か月以内に発行のもの

※事務処理センターに到着した日にちが基準となります。

**「住民票記載事項証明書」は、世帯全員を証明できないため審査不可**



## ○記載事項に必要な項目

- ・本籍
- ・筆頭者氏名
- ・マイナンバー（個人番号）
- ・住民票コード

**市役所・役場などの公的機関で発行されたもののみ審査対象といたします。**

**住民税（市県民税）の均等割・所得割いすれもが、  
非課税（0円）とわかる証明書の原本**

**①令和5年度の証明書**

※世帯状況により、借受人と世帯主の同年度の証明書の両方が必要になります。

※令和5年度の証明書は、下記の各市役所（役場）担当課で、令和5年6月頃から取得できます。

**②前年の住民税の申告をしている**

※所得の有無に関係なく、必ず申告してから発行してください。

※申告をしていないと判断した証明書は、再提出になります。

例）「課税資料なし」などの表記があるものは、前年の申告をしていません。

**③住民税（市県民税）の税額（均等割・所得割）の両方が0円とわかるもの**

**【代表的な証明書名】**

「市民税・県民税（所得・課税）証明書」、「所得・課税証明書」「非課税証明書」等

※いすれも上記の①②③の条件をみたしたものを、発行してください。

※各自治体により、証明書の名称が異なります。

**市役所・役場などの公的機関で発行されたもののみ審査対象といたします。**

わからない場合は、市役所・役場の窓口に、こちらの資料を持参していただき、確認の上、発行をしてください。

**（岡山県内の市町村窓口）**

岡山市役所	各区市税事務所 管理係
倉敷市役所	税制課・各税務事務所・各支所
津山市役所	税制課
玉野市役所	税務課
笠岡市役所	税務課・各出張所等
井原市役所	税務課
総社市役所	税務課
高梁市役所	税務課 ・各地域局・各地域市民センター
新見市役所	税務課
備前市役所	税務課
瀬戸内市役所	税務課
赤磐市役所	税務課・各支所・各出張所
真庭市役所	税務課
美作市役所	税務課

浅口市役所	税務課
和気町役場	税務課
佐伯庁舎	総務事業課
早島町役場	税務課
里庄町役場	町民課
矢掛町役場	町民課
新庄村役場	総務企画課
鏡野町役場	住民税務課
勝央町役場	税務住民部
奈義町役場	税務住民課
西粟倉村役場	総務企画課
久米南町役場	税務住民課
美咲町役場	住民税務課
吉備中央町役場	住民課
加茂川総合事務所・各支所・出張所	

## 8 「住所・氏名変更届」の記載について

住所、氏名に変更があった場合は、同封している「住所・氏名変更届」に記入いただき、岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センターまで送付願います。

- ☞ 各自治体に転入届を出されても、本会の住所データは変更されていませんので、必ず「住所・氏名変更届」の提出をお願いします。
- ☞ 住所・氏名変更届がない場合は、重要なお知らせが届かなくなります。

(新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付)				
<b>住所・氏名変更届</b>				
(届出者 ⇒ 岡山県社協 償還事務処理センター)				
記入日： 令和5年 5月 5日				
岡山県社会福祉協議会長 殿				
※該当する内容に□をいれてください。				
届出者	氏名	岡山 桃子	対象者との関係 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ※賃貸コードがわかる場合はご記入ください。）	
	借受人氏名	岡山 桃子	※賃付コード <input type="text"/> 111444	
	連絡先住所	〒 700 — ****		
		住所	岡山市北区南方*-*-*	
		TEL	090 — *** — ***	
下記のとおり、変更となりましたので届出いたします。※該当する内容に□をいれてください。				
変更の内容		<input checked="" type="checkbox"/> 住所変更 <input checked="" type="checkbox"/> 改姓・改名（理由 結婚し、転居したため）		
住所変更	借受人氏名	岡山 桃子		
	生年月日（和暦）	□大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 55年1月1日		
	旧住所 ※以下に、旧住所を記入ください。	〒 710 — ****		
	倉敷市*****町*-*-*			
	新住所 ※以下に、新しい住所を記入ください。		〒 700 — ****	
岡山市北区南方*-*-*				
添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 転居後の住民票原本（世帯全員分、マイナンバー不要、発行後3月以内のもの）				
姓・改名	フジタ ナ	クラシキ モモコ	フジタ オカヤマ モモコ	
	旧・氏名	倉敷 桃子	新・氏名 岡山 桃子	
	添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票原本（世帯全員分、マイナンバー不要、発行後3月以内のもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）		

届出者の方の情報を  
ご記入ください。

該当する内容の□に  
✓をいれてください。

住所変更の場合、ご  
記入ください。

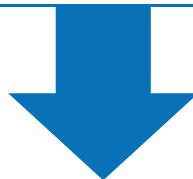
改姓の場合、ご記入  
ください。

## 9 償還免除に該当するかのフローチャートで C に該当した方

令和5年度は、免除対象外となります。

## 償還開始までの流れ

償還開始の約3ヶ月前までに、償還開始のお知らせをお送りします。



償還方法を選んでください。（口座振替 OR コンビニ払込票）

※すでに口座振替にて償還されている方は自動的に口座振替になります。

※口座振替依頼書の提出がない場合は、自動的にコンビニ払込票になります。

## 償還（返済）開始



償還開始以降に生活の状況により償還が困難な場合、猶予の申請手続きが可能です。

※償還開始のお知らせと一緒に、猶予案内を送付予定しております。

その他の免除要件もあります。下記の 10 をご覧ください。

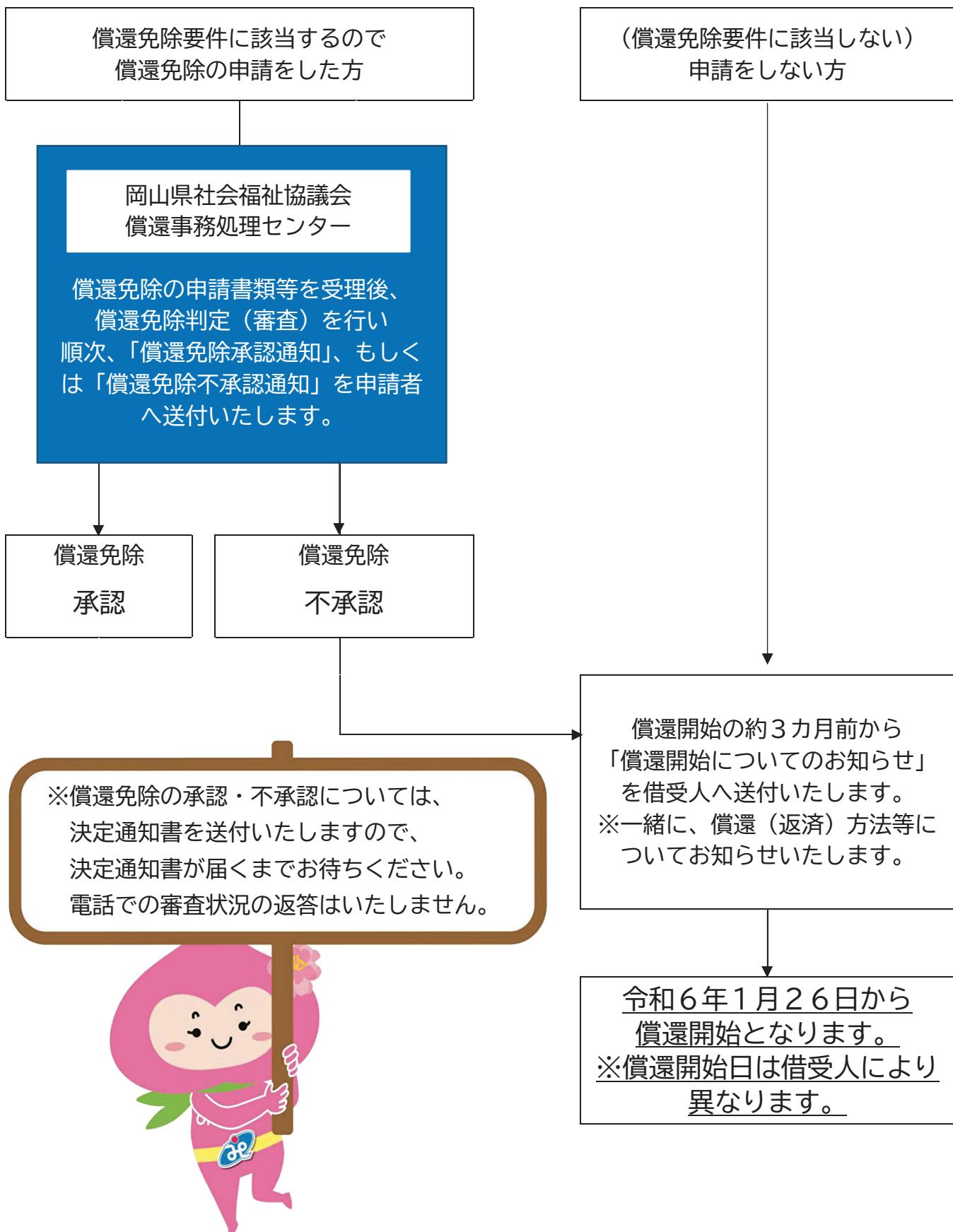
## 10 その他の免除要件について

住民税が非課税の要件以外の免除については、以下になります。

- 借受人が死亡した場合
- 借受人の失踪の宣告がされている場合
- 自己破産、または個人再生の手続きを行い、免責が確定した場合
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合

上記に該当する方は、お手数ですが必要書類や手続きについて、直接ご案内いたしますので、岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センターまでご連絡ください。

## 11 償還免除判定結果の通知、および償還（返済）開始について



## 12 住所、氏名等の変更がある場合について

住所、もしくは氏名の変更があった場合は、

同封しております、「**住所・氏名変更届**」に記入いただき、添付書類（住民票の写し）と一緒に、償還事務処理センターへ提出願います。

※下記ホームページから様式をダウンロードすることもできます。

※住所変更の場合は、新しい住所（転居先）の住民票の写し、氏名変更の場合は、新しい氏名の住民票の写しが必要になります。

作成した「住所・氏名変更届」と住民票の写しを、岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センターへ提出してください。

☞ 「住所・氏名変更届」の記載について、8ページの **8** にありますのでご覧ください。

ホームページ（<http://fukushiokayama.or.jp>）のご案内

1) 検索サイトから「岡山県社会福祉協議会」と入力し、検索してください。

岡山県社会福祉協議会

Q 検索

2) 岡山県社会福祉協議会のホームページを開き、トップページ上部にある「岡山県社会福祉協議会 償還免除事務処理センターのご案内」のバナーをクリックしてください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急小口資金等特例貸付に係る

岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センターのご案内

3) 償還事務処理センタートップページの下部にある

○借受人の住所・氏名に変更があった場合

→ 「住所・氏名変更届(特例貸付用)」

○借受人の方が亡くなられた場合

→ 「死亡届(特例貸付用)」

をクリックして、ダウンロードしてください。



こちらの  
QRコードから  
ご覧いただけます。

**特例貸付のお金を借りたけど、  
生活がうまくいかない…。  
介護、障害、子育てなどの  
支援で解決できることがあるか  
もしれません。  
一人で悩まないで、  
まずは相談してみませんか？**

社会福祉協議会では、誰もが安心して、住み慣れた地域で、  
その人らしい自立した生活が送れる福祉のまちづくりを目指しています。

社会福祉協議会ではできないことも、  
関係支援機関等へつないだり、  
連携して相談に対応します。

**介護 福祉**



**障害 子育て**

相談窓口

お住まいの市町村にある社会福祉協議会

※次ページに連絡先の一覧表があります。

## 岡山県内の市町村社会福祉協議会一覧

No		社協名	郵便番号	住所1	住所2	電話番号
1	岡山市	岡山市社会福祉協議会	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	岡山市保健福祉会館内	070-4442-5980 070-3996-1950
		倉敷市社会福祉協議会	710-0834	倉敷市篠沖180	くらしき健康福祉プラザ内	086-434-3301
		倉敷市社会福祉協議会 水島事務所	712-8062	倉敷市水島北幸町1-1	水島支所内	086-446-1900
2	倉敷市	倉敷市社会福祉協議会 見島事務所	711-0912	倉敷市見島小川町3681-3	児島支所内	086-473-1128
		倉敷市社会福祉協議会 玉島事務所	713-8121	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	玉島支所内	086-522-8137
		倉敷市社会福祉協議会 真備事務所	710-1301	倉敷市真備町箭田1161-1	真備保健福祉会館内	086-698-4883
3	津山市	津山市社会福祉協議会	708-0004	津山市山北520	津山市総合福祉会館内	0868-23-5130
4	玉野市	玉野市社会福祉協議会	706-0002	玉野市築港4-25-10	社協会館内	0863-31-5601
5	笠岡市	笠岡市社会福祉協議会	714-0098	笠岡市十一番町15	老人福祉センター内	0865-62-3507
6	井原市	井原市社会福祉協議会	715-0019	井原市井原町1110	井原市総合福祉センター内	0866-62-1484
7	総社市	総社市社会福祉協議会	719-1131	総社市中央1-1-3	総社市総合福祉センター内	0866-92-8555
8	高梁市	高梁市社会福祉協議会	716-0029	高梁市向町21-3	高梁総合福祉センター内	0866-22-7243
9	新見市	新見市社会福祉協議会	718-0016	新見市金谷640-1	新見市地域福祉センター内	0867-72-7306
10	備前市	備前市社会福祉協議会	705-0022	備前市東片上126番地	備前市役所2階	0869-64-3033
11	瀬戸内市	瀬戸内市社会福祉協議会	701-4246	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	瀬戸内市総合福祉センター内	0869-22-2940
12	赤磐市	赤磐市社会福祉協議会 赤磐市くらし・しごと応援センター 「あすてらす」	709-0898	赤磐市下市344	赤磐市社会福祉事務所内	086-955-5500
13	真庭市	真庭市社会福祉協議会	719-3201	真庭市久世2928	久世保健福祉会館1階	0867-42-1005
14	美作市	美作市社会福祉協議会	707-0014	美作市北山390-2		0868-73-0330
15	浅口市	浅口市社会福祉協議会	719-0243	浅口市鴨方町鴨方73		0865-44-7744
16	和気町	和気町社会福祉協議会	709-0495	和気郡和気町尺所555	和気町総合福祉センター内	0869-93-2002
17	早島町	早島町社会福祉協議会	701-0303	都窪郡早島町前潟249-1	地域福祉センター「オアシス早島」内	086-482-3000
18	里庄町	里庄町社会福祉協議会	719-0301	浅口郡里庄町大字里見1107-2	老人福祉センター内	0865-64-7218
19	矢掛町	矢掛町社会福祉協議会	714-1201	小田郡矢掛町矢掛3016-1	農村環境改善センター内	0866-82-0848
20	新庄村	新庄村社会福祉協議会	717-0201	真庭郡新庄村1998-1	ふれあいセンター内	0867-56-2001
21	鏡野町	鏡野町社会福祉協議会	708-0333	吉田郡鏡野町古川439-1	鏡野町福祉センター内	0868-54-1243
22	勝央町	勝央町社会福祉協議会	709-4334	勝田郡勝央町平242-1	勝央町総合保健福祉センター内	0868-38-2160
23	奈義町	奈義町社会福祉協議会	708-1323	勝田郡奈義町豊沢327-1	保健相談センター内	0868-36-6363
24	西粟倉村	西粟倉村社会福祉協議会	707-0503	英田郡西粟倉村影石95-3		0868-79-2561
25	久米南町	久米南町社会福祉協議会	709-3614	久米郡久米南町下弓削515-1	保健・福祉センター内	086-728-2000
26	美咲町	美咲町社会福祉協議会	709-3717	久米郡美咲町原田3108-10	美咲町中央ふれあいセンター内	0868-66-2940
27	吉備中央町	吉備中央町社会福祉協議会	716-1122	加賀郡吉備中央町竹莊541	デイサービスセンターしらさぎ内	0866-54-1818

## 14 自立相談支援機関のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、  
生活にお悩みの皆さんへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

お住まいの市町村では相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。

おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせください。



※次ページに連絡先の一覧表があります。

**岡山県 自立相談支援機関 相談窓口一覧**

2023.1

お住まいの自治体	相談窓口	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
岡山市	岡山市寄り添いサポートセンター（岡山市社会福祉協議会）	700-0913	岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階	0800-200-8730	086-222-8621	yorisoi8730@mx36.tlki.ne.jp
倉敷市	倉敷市生活自立相談支援センター（社会福祉法人、めやす箱）	710-0055	倉敷市阿知1丁目7番2-804-2号 <らしきシティガーデン>西ビル8階	086-427-1288	086-427-1244	kurasikijiritu@meyasubako.jp
津山市	津山市自立相談支援センター	708-0004	津山市山北520	0868-32-2133	0868-32-2153	
玉野市	玉野市生活支援相談窓口	706-0011	玉野市宇野1丁目27番1号	0863-32-5564	0863-31-9179	selkatsushien@city.tamano.lg.jp
笠岡市	笠岡市生活総合支援センター	714-0081	笠岡市笠岡1866-1	0865-69-2015	0865-69-2182	
井原市	井原市福祉課生活福祉係	715-0019	井原市井原町311番地1	0866-62-9526	0866-62-9310	fukushi@city.ibara.lg.jp
総社市	総社市生活困窮支援センター（総社市社会福祉協議会）	719-1131	総社市中央1丁目1番3号	0866-92-8374	0866-92-8284	shien@sojasyakyu.or.jp
高梁市	高梁市生活あんしんサポートセンター（高梁市社会福祉協議会）	716-0029	高梁市向町21番地3	0866-22-9111	0866-22-0845	soudan@takahashi-shakyo.jp
新見市	新見市生活相談支援センター（新見市社会福祉協議会）	718-0016	新見市金谷640-1	0867-88-6588	0867-71-2088	
備前市	備前市福祉事務所	705-0022	備前市東片上126	0869-64-1826	0869-64-4094	
瀬戸内市	瀬戸内市生活相談支援センター（瀬戸内市社会福祉協議会）	701-4246	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	0869-24-7714	0869-22-1850	life@setouchisyakyo.or.jp
赤磐市	赤磐市くらし・しごと応援センターあすでらす（赤磐市社会福祉協議会）	709-0816	赤磐市下市344	086-955-0552	086-955-5500	akaiwaasuterasu@blue.ocn.ne.jp
真庭市	真庭市生活自立支援センター	719-3201	真庭市久世2927-2	0867-42-1581	0867-42-1369	
美作市	美作市総合相談支援センター	707-0014	美作市北山390-2	0868-73-0330	0868-72-7702	
浅口市	浅口市福祉事務所	719-0243	浅口市鴨方町鴨方2244-26	0865-44-7007	0865-44-7110	
西粟倉村	西粟倉村福祉事務所	707-0503	英田郡西粟倉村影石55-3	0868-79-7100	0868-79-7101	
美咲町	美咲町社会福祉協議会自立相談支援窓口	709-3717	美咲町原田2150番地 美咲町中央保健センター内	0868-66-0970	0868-66-7133	m-syakyo-kenri@cyerry.net
新庄村	新庄村村民福祉課	717-0201	真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2646	0867-56-7044	
上記以外の町村（岡山県）	備前県民局福祉振興課（※和気町、吉備中央町にお住まいの方）	703-8278	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3967	086-272-2661	
	備前県民局福祉振興課（※早島町、里庄町、矢掛町にお住まいの方）	710-0043	倉敷市羽島1083	086-434-7055	086-425-1941	
	美作県民局福祉振興課（※鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町にお住まいの方）	708-0051	津山市椿高下114	0868-23-1293	0868-23-6129	

**15 その他、留意事項等について****【申請書について】**

- 申請書類は、温度変化によりインキが無色になる特殊な性質を持ったインキを搭載するボールペン等は、使用しないでください。  
(例：フリクションインキを搭載したボールペン等)
- 記入した貸付金償還免除申請書はコピーしたものでなく原本を提出いただき、各自、控えをおとりください。

**【郵送について】**

- 必要書類がすべて同封されているかどうかなど、「償還免除提出書類チェックシート」で必ずご確認ください。
- 同封の返信用封筒をご利用いただき、ご送付ください。
- 郵送料については、ご負担願うとともに、特定記録郵便等の配達状況が記録できる方法で、郵送願います。

**【償還免除申請書等の送付期限について】**

**令和5年8月31日（木）** 当日消印有効となっております。

**16 その他、留意事項等について**

- 償還免除に関すること
  - 償還猶予に関すること
  - 貸付金の償還に関すること
- その他、お聞きになりたいことがありましたら、下記までご連絡ください。

**岡山県社会福祉協議会 償還事務処理センター**

**TEL. 050-5526-9479**

**受付時間：9：00～17：00（平日）**

